新型コロナウイルス感染症「My HER-SYS 画面での療養証明」の表示機能終了について

新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養された場合に入院給付金等のお支払いの対象とする特別取扱いについては、2023年5月7日をもって取扱いを終了しておりますが、2023年5月7日までに陽性と診断され、保健所への届出対象となった方については、引き続きお支払いの対象となります。

お手続き方法の詳細はこちら

なお、お手続きに必要な証明書等としてご利用可能な証明書としておりました、厚生労働省が提供する健康管理システム「My HER-SYS」での療養証明の発行機能は 2023 年 9 月末をもって取扱いを終了しております。

つきましては、2023 年 5 月 7 日までに陽性と診断され、未だご請求手続きをされていないお客さまについては、新型コロナウイルスに感染したことが確認できる所定の代替書類等にてお手続きくださいますようお願いいたします。

なお、すでに保存・印刷された My HER-SYS 画面での療養証明でもお手続きいただくことは可能です。

以上